



**長野県告示第175号**

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱（昭和36年長野県告示第421号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

第6中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

農政課

**長野県告示第176号**

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給及び損失補償事業補助金交付要綱（昭和42年長野県告示第431号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

第8中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所長、岡谷市」に改める。

農政課

**長野県告示第177号**

漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和52年長野県告示第298号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

第6中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

農政課

**長野県告示第178号**

長野県漁業改善資金貸付規程（昭和56年長野県告示第559号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

第14条中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

農政課

**長野県告示第179号**

長野県同和地域農地等取得資金融資利子補給金等交付要綱（昭和50年長野県告示第455号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

第8中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

農政課

**長野県告示第180号**

長野県同和地域農業経営資金融資利子補給金交付要綱（昭和47年長野県告示第635号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

第8中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める。

農政課

**長野県告示第181号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
上水内郡豊野町大字川谷字和手896の23
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

森林保全課

**長野県告示第182号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
上水内郡豊野町大字大倉字小日向山1708の2、1709の6
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
農道用地とするため

森林保全課

## 長野県告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
軽井沢町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道事業 軽井沢町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和63年2月19日から  
平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
昭和63年長野県告示第149号の収用地の長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字野沢原を廃止し、長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東を追加する。
  - (2) 使用の部分  
昭和63年長野県告示第149号、平成7年長野県告示第710号、平成9年長野県告示第120号の事業地に長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字大ヶ塚、字東裏地、字東屋敷、字森前並びに字野沢原及び大字長倉字相生、字下田、字龍田、字吉野、字小坂、字鳥井原、字石神、字石橋、字河原、字前沢原、字関、字大谷地、字向原、字中島並びに字古川の区域を変更し、長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字諏訪森、字上森、字森裏、字唐松、字中村、字西梅原、字下古川、字野沢、字上橋場並びに字中橋

場及び大字長倉字荒熊及び大字発地字鷺穴の区域を追加する。

下水道課

## 長野県告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称  
堀金村
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
堀金都市計画下水道事業 堀金村公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成4年2月6日から  
平成21年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成4年長野県告示第74号、平成10年長野県告示第21号及び平成11年長野県告示第336号の事業地のうち南安曇郡堀金村大字烏川及び大字三田地内において事業地を変更する。

下水道課

## 長野県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した旨、国土交通省中部地方整備局長から通知がありました。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 153号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡飯島町本郷247番の1地先から 駒ヶ根市赤穂14686番の9地先まで	旧	8.6~96.2 <sup>m</sup>	13.0087 <sup>km</sup>
		26.0~98.5	9.6080
同 上	新	8.6~96.2	13.0087
		25.0~98.5	9.6080

道路維持課

## 長野県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 伊那生田飯田線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
駒ヶ根市大字中沢3724番の2地先から 駒ヶ根市大字中沢3692番の1地先まで	旧	13.6～35.0 m	0.0697 km
同 上	新	13.6～33.0	0.0697

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 芝平高遠線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡高遠町大字山室1920番の1地先から 上伊那郡高遠町大字山室220番の3地先まで	旧	4.4～68.0 m	1.1341 km
同 上	新	4.4～68.0	1.1341
		9.0～68.0	0.8588

道路維持課

## 長野県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月18日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 117号  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市稲里町下水鉋字北河原1315番の2地先から 長野市稲里町下水鉋字上街渠1229番の1地先まで	旧	8.4～27.8 m	0.3700 km
同 上	新	11.7～30.5	0.3700

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 丸子信州新線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
上水内郡信州新町大字牧田中字精進屋1415番の1地先から 上水内郡信州新町大字牧田中字精進屋1418番の4地先まで	旧	4.4~10.4	0.0830
同 上	新	7.0~13.2	0.0830

- 3(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 古間停車場線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
上水内郡信濃町大字古間字清水尻1399番の1地先から 上水内郡信濃町大字古間字土器田846番の2地先まで	旧	5.0~50.0	0.3642
		5.5~50.0	0.3915
上水内郡信濃町大字古間字清水尻1399番の1地先から 上水内郡信濃町大字古間字土器田862番の2地先まで	新	5.5~26.0	0.3915

道路維持課

#### 長野県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 153号  
 2 供用を開始する区間  
 駒ヶ根市赤穂10025番の1地先から  
 駒ヶ根市赤穂14686番の9地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成16年3月21日

道路維持課

#### 長野県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 芝平高遠線  
 2 供用を開始する区間

- 上伊那郡高遠町大字山室1920番の1地先から  
 上伊那郡高遠町大字山室220番の3地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成16年3月18日

道路維持課

#### 長野県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年4月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年3月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 丸子信州新線  
 2 供用を開始する区間  
 上水内郡信州新町大字牧田中字精進屋1415番の1地先から  
 上水内郡信州新町大字牧田中字精進屋1418番の4地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成16年3月18日

道路維持課